

日本国憲法13条と非軍事平和主義

——平和的生存権論の深化に向けて——

奥野恒久*

目次

はじめに

I. 「安全保障政策の大転換」の現段階

- (1) 日米軍事一体化
- (2) 軍事拠点化の進む日本

II. 「個人の尊重」原理と戦争・軍事との関係

- (1) 個人の人権保障と戦争
- (2) 個人の人権保障と軍備
- (3) 憲法13条論の射程の拡大

III. 平和的生存権論の深化に向けて

- (1) 裁判規範性を肯定した判決と学説状況
- (2) 新たな局面を迎えた平和的生存権論
- (3) 憲法上の権利としての平和的生存権

おわりに

はじめに

2022年12月16日、岸田文雄政権は「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」のいわゆる「安保三文書」を閣議決定した。以来、政府は「安全保障政策の大転換」を進めている。筆者は、拙稿「2022年『国家安全保障戦略』と日本国憲法」において、2022年の「国家安全保障戦略」（以下、「戦略」）を主として憲法9条から検討し、「反撃能力」の保有、2027

* おくの・つねひさ 龍谷大学政策学部教授

年度において防衛費をGDP比2%にするという防衛費の大増額、そして武器輸出の促進などを取り上げて、『戦略』は、『専守防衛』に基づく原則を軒並み無きものにし、米国主導の軍事ブロックに本格参入するというのである。もはや日本は、『平和国家』を断念すると宣言したものとさえよ」と指摘した(奥野2023:143頁)。だが、その後の「戦争準備」ともいえるこの「戦略」の具体化により、たとえば大型弾薬庫が増設されることで、その近隣住民に恐怖と不安を抱かせている。具体的な人権問題が生じているのである。改めて、人権と軍事あるいは平和との関係が検討されなければならない¹⁾。

本稿では、日本国憲法における人権保障の核心規定である憲法13条と、平和的生存権を中心に検討する。人権と軍事の関係につき、政府は「憲法は、第9条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において『全世界の国民が……平和のうちに生存する権利を有する』ことを確認し、また第13条において『生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、……国政の上で最大の尊重を必要とする』旨定めていることから、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであって、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない」(1972・10・14、参・決算委)として、国民の人権を根拠に自衛の措置、武力行使を正当化してきた。はたして、この議論は適切であろうか²⁾。第一に、政府見解は国民の「平和のうちに生存する権利」や「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」を保障することと、「わが国の存立を全うすること」とを同一視しているが、それは自明のことであろうか。第二に、日本が武力攻撃を受けたとき、これら国民の権利が害されるというのはその通りであるが、権利を守るには武力攻撃に対処さえすればよいのであろうか。戦争の恐怖を抱かせ戦争準備に動員することも、国民の権利を害することにはならないか。第三に、他国からの武力攻撃に対処する方途は、武力行使、すなわち軍事しかないの

であろうか。

本稿では、憲法13条をめぐる憲法学説等を参照してこのような問いを考察したい。そのうえで、平和的生存権につきイラク派遣違憲訴訟以降の判例・学説を踏まえて検討する。というのも、戦争準備の具体化により、個人の平和的生存権が侵害され、戦争準備体制に国民が組み込まれるという現実を目にし、筆者には平和的生存権論も新たな局面に入ったように思われるからである。そのさい平和的生存権について、浦田一郎が提唱した、「裁判上の権利としての平和的生存権」と「憲法上の権利としての平和的生存権」とに分けて整理することが有益だと考えている（浦田：107頁以下）。

以下、このような検討をするにあたり、まずは「安全保障政策の大転換」の現段階を本稿と関わる範囲で確認することから始めたい。

I. 「安全保障政策の大転換」の現段階

(1) 日米軍事一体化

「戦略」には、「日米の役割・任務・能力に関する不断の検討を踏まえ、日米の抑止力・対処力を強化するため、同盟調整メカニズム（ACM）等の調整機能を発展させつつ、領域横断作戦や我が国の反撃能力の行使を含む日米間の運用の調整、相互運用性の向上、サイバー・宇宙分野等での協力深化、先端技術を取り込む装備・技術面での協力の推進、日米のより高度かつ実践的な共同訓練、共同の柔軟に選択される抑止措置（FDO）、共同の情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動、日米の施設の共同使用の増加等に取り組む」（20頁）とある。

① 日米での指揮統制の統合と共同の情報収集

2024年4月、岸田文雄首相とバイデン大統領が首脳会談を行い、その後の共同記者会見にて双方は、いまや日米は「グローバルなパートナーシップ」となったと強調した。発表された共同声明は、「過去3年間を経て、日

米同盟は前例のない高みに到達した」で始まり、「地域の安全保障上の課題が展開する速度を認識し、日米の二国間同盟体制がこうした極めて重要な変化に対応できるようにするため、我々は、作戦及び能力のシームレスな統合を可能にし、平時及び有事における自衛隊と米軍との間の相互運用性及び計画策定の強化を可能にするため、二国間でそれぞれの指揮統制の枠組みを向上させる」とある³⁾。

2024年5月、岸田政権は陸海空自衛隊を一元的に指揮する常設組織「統合作戦司令部」を創設するため防衛省設置法を改定し、統合作戦司令部は2025年3月に発足した。統合作戦司令部は、米軍との調整を緊密に行う役割、敵基地攻撃能力をもつ長距離ミサイルの運用、弾道ミサイル対応といった役割も担うことになる。米軍の側も、2024年7月の日米安保協議委員会(2プラス2)にて「統合軍司令部」として再編成する計画を示した。2025年3月には、統合軍司令部への再編成の一環として、米軍は自衛隊の統合作戦司令部との連携を専門とする部門を東京都の六本木にある米陸軍基地「赤坂プレスセンター」に設置することを決めている。

共同の情報収集については、2022年11月に日本周辺海域における艦艇・船舶の所在等に関する情報を収集するため、米軍の情報収集用無人機MQ-9が日本国内にて運用を開始した。そして同月、日米の情報収集アセットが収集した情報を共同で分析するための組織「日米共同情報分析組織」を横田基地内に設置した。政府はこれにより、「日米の情報収集、警戒監視及び偵察活動(ISR)における協力関係の一層の深化を図る」としている。

このように、自衛隊と米軍との指揮統制の統合、すなわち現場での一体化と情報の共同分析が進んでいる。だが実質的には、情報や装備において圧倒的に優越しかつ戦争の実践経験のある米軍の指揮下に自衛隊が入ることになるのは必然であろう。米軍の指揮下で自衛隊が敵基地攻撃能力を行使するといった態勢ができつつあるといえよう。

②「台湾有事」を想定した日米軍事演習

2024年2月に、日米共同指揮所演習「キーン・エッジ」が行われた。台湾有事を想定して、台湾に侵攻する中国軍艦艇に、自衛隊機がミサイル攻撃を行う判断が下されるという、初めて中国を仮想敵国とした演習であった（吉田：36頁）。2024年10月には、日米で約4万5000人が参加する過去最大級の日米共同統合演習「キーン・ソード25」が南西諸島と九州を中心に全国各地で行われた。ここでも台湾有事に米軍が在日米軍基地から出撃し、自衛隊も参戦して米軍と共同作戦をする事態が想定されていた（吉田：i頁以下）。

自衛隊と米海兵隊との演習は「レゾリュート・ドラゴン」として、また陸上自衛隊と米陸軍との訓練は「オリエント・シールド」として恒常化している。2024年8月になされた「レゾリュート・ドラゴン24」では、台湾有事を念頭に戦争の勃発を想定し、米軍基地や自衛隊基地、民間施設までもが出撃拠点、兵站支援基地として使用されるとともに、住民を強制「避難」させる訓練も行われている（安保破棄：24頁以下）。2025年9月の「レゾリュート・ドラゴン25」では、米軍の中距離ミサイル発射装置も投入され、台湾有事を想定した実戦訓練となった、とされる（石井：26頁）。

(2) 軍事拠点化の進む日本

① 増設されるミサイル弾薬庫

「戦略」には、「自衛隊、米軍等の円滑な活動の確保のために、自衛隊の弾薬、燃料等の輸送・保管の制度の整備」（25頁）が掲げられている。防衛省・自衛隊がまとめた「我が国の防衛力の抜本的強化（火薬庫整備について）」⁴⁾によると、弾薬庫の整備地として2024年2月時点で大湊総監部（青森県）、祝園分屯地（京都府）、大分分屯地（大分県）など6施設が確定しているとされ、2027年度までに70棟程度、おおむね10年後までにさらに60棟程度の整備を目標としているという。

大型弾薬庫近くで生活する住民は、これまでも爆発事故に対して不安を

抱いてきたであろう。しかし今回進められている「安全保障政策の大転換」においては、日本が攻撃対象、戦場になることも想定されているのである。それぞれの弾薬庫に保管される弾薬の種類について、政府は明らかにしないが、他国を攻撃できる長距離ミサイルが保管される可能性もある。だとすると、交戦状態に入ったとき、相手国からの第一の攻撃対象になることは必至であろう。近隣住民がこれまでとは違ったレベルで不安や恐怖を抱くのは当然である。

② 特定利用空港・港湾

「戦略」には、「自衛隊・海上保安庁による国民保護への対応、平素の訓練、有事の際の展開等を目的とした円滑な利用・配備のため、自衛隊・海上保安庁のニーズに基づき、空港・港湾等の公共インフラの整備や機能を強化する政府横断的な仕組みを創設する。合わせて、有事の際の対応も見据えた空港・港湾の平素からの利活用に関するルール作り等を行う。これらの取組は、地方公共団体、住民等の協力を得つつ、推進する」(25頁)とある。これを受けて「特定利用空港・港湾」として、2025年4月1日の時点で11空港、25港湾が発表された。「特定利用空港・港湾」とは、政府の説明では、自衛隊・海上保安庁が、平素から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、地方自治体などインフラ管理者と「円滑な利用に関する枠組み」を設けた空港や港湾で、そこでは「民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の艦船・航空機の円滑な利用に資するよう、必要な整備又は既存事業の促進」が図られるという。また、「平素から円滑な自衛隊の人員・物資輸送等に資するよう」、それら空港・港湾と「自衛隊の駐屯地等とのアクセスの向上に向け、道路ネットワークの整備」も図られるという⁵⁾。要するに、軍民共用の空港や港湾である。

政府は、この取組は有事を対象にしていないと繰り返す。しかし有事すなわち武力攻撃事態や武力攻撃予測事態においては、2004年に制定された「特定公共施設利用法」によってこれら空港や港湾も利用調整の対象になる。

むしろ、平素から訓練等で利用されているこれら空港や港湾が優先的に対象になると考えるのが自然であろう。だとすると、ここも戦時における攻撃対象となるのは必至である。

③ 南西諸島の基地化と「国民保護」

「安保三文書」以前の2016年3月に与那国に陸上自衛隊の「沿岸監視部隊」が配備されてから、2019年3月に奄美大島と宮古島に陸上自衛隊ミサイル部隊、2023年3月に石垣島、2024年3月に沖縄島の勝連分屯地に陸上自衛隊のミサイル部隊が配備されている。これら南西諸島では、新聞記者が自衛隊員に撮影を制止され撮影データの削除が求められる、住民居住地域内で銃のトリガーに指をかけた自衛隊員が駐屯地正面を監視しているなど、軍事が優先され住民らの自由が脅かされている（高良：90頁以下）。

「戦略」には、「国民保護のための体制を強化する」とし、「武力攻撃より十分に先立って、南西地域を含む住民の迅速な避難を実現すべく、円滑な避難に関する計画の速やかな策定、官民の輸送手段の確保、空港・港湾等の公共インフラの整備と利用調整、様々な種類の避難施設の確保」が掲げられている（25頁）。政府は、2024年6月に九州地方知事会議において、石垣、宮古島、与那国、竹富、多良間の避難元市町村民の受入れ先となる九州各県・山口県を提案し、2025年3月には住民避難計画を発表している⁶⁾。それによると12万人を6日間で避難させるというが、輸送手段や宿泊施設の確保などの点でその非現実性が指摘されているし、避難後の生活再建については検討されていない（池尾：142頁）。また、米軍基地と自衛隊基地が集中するため最初の攻撃対象となりうる沖縄本島の146万人が「屋内避難」となっている問題も指摘されている（半田：62頁）。

以上のように、政府は「安全保障政策の大転換」と称して、米軍と一緒に進んでいるのだが、どうもそれは国民の安全を置き去りにし、国民に負担を強いるものといわざるを得ない。

Ⅱ. 「個人の尊重」原理と戦争・軍事との関係

(1) 個人の人権保障と戦争

① カントに見られる人権と平和の接合

I章で見たように、「安全保障政策の大転換」は、憲法9条に反するのみならず、個人の人権を現実侵害しているといえよう。このような状況を前にして、人権と平和との関係を考えたい。イマヌエル・カントの『永遠平和のために』のなかには、平和主義の人権論の正当化が見られる。有名な第3条項は、「常備軍は、時とともに全廃されなければならない」である。カントはその理由の一つとして、「人を殺したり人に殺されたりするために雇われることは、人間がたんなる機械や道具としてほかのもの（国家の）手で使用されることを含んでいると思われるが、こうした使用は、われわれ自身の人格における人間性の権利とおよそ調和しないであろう」と述べる（カント：16頁以下）。

この指摘は、「汝の人格にある人間性、およびあらゆる他の者の人格にある人間性を、つねに同時に目的として使用し、決して単に手段として使用しないように行為せよ」というカントの定言命法第2式の具現化だとされる（麻生：35頁）。自身においても他者においても、「人格にある人間性」はそれ自体が目的とされなければならない、という命題である。これは、日本国憲法13条の「個人の尊重」原理に通じる。

② 憲法13条「個人の尊重」原理と自衛戦争

第二次世界大戦後、全体主義国家の下での残虐行為や戦争の惨禍への反省、そして植民地解放の動きを踏まえて、各国の憲法や国際法において「人間の尊厳」原理や「個人の尊重」原理が採用されるようになる。憲法13条もその系譜の上に立って、「個人の尊重」原理を採用し、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」を保障する。「個人の尊重」原理について、

憲法学説は個人を平等な人格として尊重するものと解し、たとえば佐藤幸治は「一人ひとり人間（個人）が、自由・自律という尊厳性を象表する『人格』主体、『権利』主体として（端的に言えば、人格的自律の存在として）、他者と協働しつつ、それぞれのかけがえのない生の形成を目指す、いわば“自己の生の作者”として己の道を歩む、ということを最大限尊重しようという」（佐藤：139頁）ものだとする。最高裁も戦後直後、「個人として尊重」するとは、「個人の尊厳と人格の尊重を宣言したもの」と述べている（最大判1948・3・24裁判集刊1号535頁）。ここでいう「人格」につき、土井真一は「『人格』とは、何よりもまず、専ら管理、利用または処分などの支配の客体となる『物』ではなく、自らの存在を主張し、その存在意義・目的を實現するために活動することができる主体的な地位を示すものである。換言すれば、ある存在が人格であるとは、当該存在が、他と区別された個としてまとまりを有する存在であって、他の存在が有する目的を實現するための有用性によってのみ、その存在意義を測られる道具的存在ではなく、それ自体が固有の存在意義・目的を有する実存的存在であることを意味する」（土井：69頁）という。

人格ある個人は道具的・手段的に扱われてはならない、というのが「個人の尊重」原理の重要な意義である。戦争は、軍人のみならずあらゆる個人を道具として扱う典型であろう。高柳信一は、第二次世界大戦に反ファシズム、すなわち民主主義や人権尊重を大義に参戦したイギリスやアメリカにおいても、戦争中には自国民の自由への抑圧があったことを指摘し、「戦時においては、国家の安全が人権の保障に優先し、非人道的ファシズムとの戦争に勝利するために、自国民を非人道的に抑圧することが、人道の名において正当化されたのである」と述べている（高柳：34頁）。戦時下では、その戦争の目的が自衛のためであれ何であれ、個人は攻撃あるいは防衛のための道具と化すのであって人格的存在ではもはやない。そしていうまでもなく、戦争は「死」を必然的に生じさせ、自由を奪い、個人が自己の生の作者たろうとすることを不可能にする。だとすると、憲法13条は何

よりも戦争に対して向けられた規定だとする主張(久田:30頁以下)は、理解できるところである。憲法13条のいう「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」について、最大の尊重を必要とするのであれば、自衛戦争を含むあらゆる戦争が否定されなければならない。

(2) 個人の人権保障と軍備

① 権力体制としての国家と国民の人権保障基盤としての国家

憲法13条から自衛戦争も否定されるべきだとしても、「外国からの武力攻撃に対して、それを排除するための必要最小限度の武力行使を行うことは、国家が国民の生命・自由等を最大限尊重する義務(憲法13条)を果たすための行為として理解」(木村:57頁)できると、憲法13条を根拠に必要最小限度の武力行使や軍備を正当化する議論がある。

長谷部恭男は、国家は個人と異なり「それ自体としては約束事に基づく抽象的な存在にすぎず、それに固有の自衛権があるという議論はさほど説得力のあるものではない」としつつ、「自然状態で暮らしていた人々が公共財の適切な享受を求めて国家を建設する際、典型的な公共財といえる防衛サービスの供給を全面的に禁止するとはにわかに想定しにくい。平和のうちに生存する権利は、……適切な軍備の保持への要請を正当化するとも考えられる」(長谷部:64頁以下)と主張する。これらは、国家の自衛権によってではなく、個人への公共サービスとして軍備を正当化する議論である。

国家の自衛権は、「お国のため」を名目に国民を戦争に動員し、生命を含む夥しい人権侵害を国家が行った歴史的事実があり、今後もその可能性が否定できないなら、「個人の尊重」原理とストレートには接続しないであろう。だが他方で、教育や福祉をはじめ個人の人権保障にとって国家は不可欠な存在であり、その意味での国家は、国民にとっても「守られるべき国家」である。この両者、すなわち権力体制としての国家と人権保障基盤としての国家とは区別されるべきである。

では、いかにして区別できるか。人権保障基盤としての国家は、形式的

にも実質的にも立憲民主主義国家でなければならない。形式的とは、いうまでもなく国民主権のもと人権保障を目的とする憲法をその国が有していることである。そして実質的とは、国政が人権保障を目的になされており、国民がそのようなものとして受け止めていることであろう。結局のところ、一人ひりの国民が「守る」に値すると考える国家こそがそのような国家だというしかない。少なくとも、人権保障基盤としての国家とは、国民に「国を守れ」などと命ずることなどしない国家である。

② 軍事の担い手の問題

カントが、先に見た第3条項について、つづけて「だが国民が自発的に一定期間にわたって武器使用を練習し、自分や祖国を外からの攻撃に対して防備することは、これとは全く別の事柄である」（カント：17頁）と述べているように、国家を守るために、個人が自発的に、すなわち強制されることなく担うことは、一般論としては個人の尊重原理から承認されるであろう。国家に対する信頼とそれへの献身的意欲に基づくのであれば、その個人は、決して手段や道具として扱われていないからである。だが、真に当人の自発性に基づくものかどうかは、慎重な吟味が必要である。「経済的徴兵制」という言葉があるように経済的困窮ゆえにやむをえず兵士になる場合や、「同調圧力」や誘導による場合も考えられるからである。人権保障基盤としての国家を守ることが必要だとしても、それを誰が担うのかという問題について、当人の自発性を前提に国民的合意を得ることができる場合にのみ、その防衛が正当化されるであろう。

憲法9条をもつ日本では、個人の生命や財産、人権保障基盤を守るための極めて限定的な武力行使を認めるか否かが論点となろう。認めるという立場は、9条解釈論としては佐藤幸治が説くように、9条1項の「国際紛争を解決する手段としては」という文言は「武力による威嚇又は武力の行使」にのみかかるとし、すべての戦争と「国際紛争を解決する手段として」の「武力による威嚇又は武力の行使」も放棄したと解することになろう。す

なわち、「不法に侵入した外国軍隊を排除するため武力を行使することは、本条によっては禁止されていない」という(佐藤:107頁)。

だが筆者は、日本国憲法平和主義を非軍事平和主義と理解している。長沼訴訟第一審判決(札幌地判1973・9・7判時712号24頁)が述べたよう、「わが国は、平和主義に立脚し、世界に先んじて軍備を廃止する以上、自国の安全と存立を、他の諸外国のように、最終的に軍備と戦争によるのではなく、国内、国外を問わず戦争原因の発生を未然に除去し、かつ、国際平和の維持強化を図る諸活動により、わが国の平和を維持していくという積極的な行動(憲法前文第2項第2段)のなかで究極的には『平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう決意した』(同第2項第1段)」という理解である。その趣意は、何よりも「戦争のない世界に向け日本自らが率先して行動すること」である(奥野2025:13頁)。そのような行動を欠いたなかでの軍備や武力行使は、たとえそれが国民の生命や財産を守るためであっても、憲法9条の趣意に反する。

(3) 憲法13条論の射程の拡大

① 個人が「道具」として扱われるなかで

先に、人格ある個人は道具的・手段的に扱われてはならないと強調したが、個人が「道具」として扱われるのは戦争においてだけではない。私たちは無自覚のうちに、自らの存在目的を見出すことなく道具的に操られている可能性がある。自由や個人について深く探求した社会心理学者・エーリッヒ・フロムは、1960年代にすでに次のような認識を示し、技術革新と巨大企業、そして政府の中央集権化と官僚機構化を問題にした。すなわち、「自然を征服する過程で、生産と消費は西欧人の何より大切な仕事——人生の目標——となった。われわれは手段を目的に変えてしまった。われわれは人間のような機械を製造し機械のような人間を作り出している。個人は仕事では生産チームの一部として管理され、余暇には好むように仕向けられたものを好み、しかも自分は自分自身の趣味に従っているのだという幻

想にとりつかれている消費者としてあやつられている。人間はその生活の中心を物の生産に置くことによって、彼自身が物となり、神を崇拝しているという幻想にとりつかれている一方で生産機械と国家という偶像を崇拝する危険に瀕している」と（フロム：220頁以下）。

そして2020年代、凄まじいまでにデジタル化が進み、ビッグデータやプロファイリング技術が活用されたネット空間にて人々は、情報を得、娯楽に興じ、買い物をし、他者とコミュニケーションをするようになった。ここでは、ターゲット広告に代表されるように、ユーザーには「個別化」された情報やサービスが提供される。「個別化」されることで個人が尊重されているように見えるが、「超個人主義」として、その問題性を個人の尊重原理から追及するのが、山本龍彦である。山本は、AIによる「個別化」は年齢や性別・職業といった共通の属性を持つ集団（セグメント）の確率的傾向をみているのであって集団主義的側面があること、心理学や神経科学にAIが掛け合わされることで人間の意思決定を操作できるようになり個人の自己決定が歪められること、さらにアテンション・エコノミーの経済圏では人々の認知過程を刺激してアテンションを奪うことが課題とされるが、これなど人間を実験動物のごとく客体化・手段化しており「人間の尊厳」を動揺させていること、を指摘する（山本：6頁以下）。ネット社会・AI社会への山本の警句は重要であるが、筆者がここで注目したいのは、山本が、ネット社会・AI社会というその環境を個人の尊重原理から問題にし、「直ちに憲法上の権利の侵害を構成しないとしても、重要な『憲法問題』を構成し得る」（山本：44頁）と論じていることである。

② 憲法13条論の変化

従来の憲法13条論は、大日本帝国憲法体制下の「滅私奉公」への反動として「公」から解放された個人の私的幸福が念頭におかれてきた。そのため、13条から導かれる自己決定権論も他者や環境とは切り離された排他的な自己が強調されていたように思われる。また基本的にそこでの個人は、自

律という価値を中核とする「個人の尊厳」をもともと有していると措定されていた(浅野:100頁)。それゆえ、生徒による髪形の選択や患者による医療拒否の選択など、特定の個人によってなされる自己決定が問題とされてきたのである。

ところが近年、このような自己決定論にも変化が生じている。田中友梨は、矢島基美や小泉良幸、山崎友也らの議論を参照して、「近年では、個人をとりまく環境や制度に目を配り、環境を是正させることを国家に要求する権利として自己決定権を再構成しようという試みがみられる」と指摘する(田中:45頁)。たしかに「自律主体としての尊重は、より積極的に、個人が善き生の観念を構想・追求すること(自律の行使)が可能になるような条件整備まで要請する」(小泉:39頁)ことになろう。いまだ確固とした自己を確立していなくとも、いやいやがゆえに、自らを取り巻く環境が問題になるのである。自らにとって不可欠な環境が、自らが自律主体であることを不可能にするものに、自らの意思とは無関係につくられたり変えられたりするならば、そのこと自体が、自らを道具や手段として扱っていることになろう。山本がAI社会を告発するように、憲法13条は、このような状況を告発するものと考えられる。

Ⅲ. 平和的生存権論の深化に向けて

I章で見た、米軍と一体となつての戦争準備の中で生じている人権状況について、これまでの裁判例や学説を踏まえるなら、裁判所も平和的生存権の侵害を認定せざるを得ないのではなかろうか。そこでまずは、裁判上の権利としての平和的生存権の今日的可能性を検討するため、判例と学説を確認したうえで、平和的生存権論をめぐる新たな局面について考えてみたい。そのうえで、憲法上の権利としての平和的生存権について検討する。

(1) 裁判規範性を肯定した判決と学説状況

① 長沼訴訟

周知のとおり、平和的生存権の裁判規範性を最初に認めた判決は、長沼訴訟第一審判決であった。では、どのような場合に、平和的生存権の侵害が認められるとしたのか。札幌地裁は、「もし被告のなんらかの森林法上の処分によりその地域住民の……平和的生存権が侵害され、また侵害される危険がある限り、その地域住民にはその処分の瑕疵を争う法律上の利益がある」「本件保安林指定の解除処分の理由は……第3高射群施設などでの設置で、それは……いわゆるナイキJの発射基地であり、(証人尋問結果から)このよう高射群施設やこれに併置されるレーダー等の施設基地は一朝有事の際にはまず相手国の攻撃の第一目標になるものと認められるから、原告らの平和的生存権は侵害される危険があるといわなければならない。しかも、このような侵害は、いったん事が起きてからではその救済が無意味に帰するか、あるいは著しく困難になることもまたいうまでもないから、結局この点からも原告らには本件保安林指定の解除処分の瑕疵を争い、その取消しを求める法律上の利益がある」としたのである。

だが、長沼訴訟控訴審判決（札幌高判1976・8・5行裁例集27巻8号1175頁）は、平和的生存権について「裁判規範としてなら現実的個別的内容を持つもの具体化されているものではない」と、その裁判規範性を否定した。また最高裁は、土地の売買契約の有効性が争われた百里基地訴訟（最判1989・6・20民集43巻6号385頁）において、「平和主義ないし平和的生存権として主張する平和とは、理念ないし目的としての抽象的概念であって、それ自体が独立、具体的訴訟において司法上の行為の効力の判断基準になるものとはいえない」と述べている。

② イラク派遣違憲訴訟

その後、平和的生存権が大きく注目されるのは、自衛隊の海外活動が本格化する1990年代以降、とりわけ2003年12月からの自衛隊のイラク派遣に

対し、それに抵抗する市民訴訟においてであった。自衛隊の海外活動という違憲性の高い事態に対し、平和的生存権から「加害者にならない権利や殺さない権利」などを導き論証しようとしたのである。

そのようななか2008年4月、イラク派遣違憲訴訟において名古屋高裁(名古屋高判2008・4・17判時2056号74頁)は、平和的生存権について「憲法の保障する基本的人権が平和の基盤なしに存在し得ないことからして、全ての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底的権利」だとし、「平和概念の抽象性等のためにその法的権利性や具体的権利性が否定されなければならない理由はない」と述べる。そして、「憲法9条に違反する国の行為、すなわち戦争の遂行、武力の行使等や、戦争の準備行為等によって、個人の生命、自由が侵害され又は侵害の危機にさらされ、あるいは、現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされるような場合、また、憲法9条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強制されるような場合には……裁判所に対し当該違憲行為の差止請求や損害賠償請求等の方法により救済を求めることができる場合がある」としたのである。

さらにその後、岡山地裁(岡山地判2009・2・24判時2046号124頁)は、平和的生存権につき「日本国憲法上の基本的人権であり、裁判所が法令審査権を行使するに当たり、本文と同様に拠るべき裁判規範性を有するというべきである」と述べ、裁判規範性を肯定した。そして、「平和的生存権は、すべての基本的人権の基底的権利であり、憲法9条はその制度規定、憲法第3章の各条項はその個人人権規定とみることができ、規範的、機能的には、徴兵拒絶権、良心的兵役拒絶権、軍需労働拒絶権等の自由権的基本権として存在し、また、これが具体的に侵害された場合等においては、不法行為法における被侵害法益としての適格性があり、損害賠償請求ができることも認められるというべきである」としたのである。

名古屋高裁・岡山地裁ともに、平和的生存権をすべての人権の基礎にある基底的権利として裁判規範性を認め、その侵害が認められる場合を具体的に明示したことは重要である。

③ イラク派遣違憲訴訟後の学説状況

平和的生存権につき、通説的見解は「その主体・内容・性質などの点でなお不明確であり、人権の基礎にあってそれを支える理念的権利と言うことはできるが、裁判で争うことのできる具体的な法的権利性を認めることは難しい」とする（芦部：38頁）。松井茂記も、「平和的生存権といわれる権利としての平和の中身は曖昧である。さらに個人の基本的人権として認めるために不可欠な個別性も欠如している。このことは、平和的生存権を裁判所による執行に委ねることのふさわしさに疑問を投げかける」と消極的に解する（松井：181頁）。毛利透も、憲法前文において平和的生存権が「全世界の国民」の権利の確認となっており、政府に対し保障を求める法的権利といえるのかという問題に加え、「政府の個別の行為が平和を侵害しているか否かを裁判所が判断するのは困難であり、かつあまりに政治的問題に裁判所を巻き込むことになる」として、「少なくとも、憲法を根拠にして裁判で救済を求められるという意味での具体的権利性は認められないだろう」という（毛利：127頁以下）。

だが、「近年では、平和的生存権に具体的権利性を認める説が有力になってきている」（大河内：23頁）、あるいは「確立期待説」（小林2006：104頁）に立って具体的事件のなかでその論証に努める立場が有力だといえよう。佐藤幸治は、「具体的な権利・義務をめぐる訴訟において、『平和的生存権』への言及が実質の意味をもつ場合がありうる可能性を否定するものではない」と述べる。そして、名古屋高裁判決につき「本判決は具体的な事実関係いかんによっては司法的救済の可能性を認めた注目すべきもの」とし、「今後は、付随的違憲審査制下にあつて、どのような事実状況の中でどのような法的構成によれば司法的救済に辿り着けるかをより具体的に問わなければならない」と主張する（佐藤：96頁以下）。辻村みよ子も、名古屋高裁判決を援用しつつ、平和的生存権の「裁判規範性や具体的権利性を認めることも可能となるであろう」とする（辻村：81頁）。平和的生存権は生成途上にある権利である。それゆえ、「具体的な訴訟において、具体的な権利侵

害が具体的なかたちで争われることを通じて、その内容が徐々に明確になっていくと考えるべき」(本:106頁)であり、「平和的生存権が具体的な裁判規範であることを、積極論者が立証責任を負って、裁判所に説得的に説明できる理論を構築すること」が課題だといえよう(小林2021:30頁)。

筆者は、平和的生存権の根拠規定を憲法前文、9条、そして13条に求めている。そのうえで、裁判で主張するには、その主体は具体的に権利を害される個人とすべきであり、その内容はイラク派遣違憲訴訟の名古屋高裁を基点にすべきだと考える。つまりは、憲法9条に違反する国の行為、すなわち戦争の遂行、武力の行使等や、戦争の準備行為等によって、個人の生命、自由が侵害され又は侵害の危機にさらされない権利、あるいは、現実的な戦争による被害や恐怖にさらされない権利、政府の戦争行為によって殺されない・殺さない権利と限定的に解している。このような内容の平和的生存権は、具体性・明確性をそなえており、個別的な権利として主張できるはずである。

(2) 新たな局面を迎えた平和的生存権論

① 平和的生存権が侵害されている現状

植松健一は、1990年代以降の平和的生存権論を「新しい平和的生存権」論と呼んで、二つの傾向を指摘している。一つは、「憲法上の権利」アプローチで「思想的基礎付け、政治過程での機能、平和構築のための指針などに関心を寄せる傾向」であり、もう一つは「裁判上の権利」アプローチで、「日本の武力行使による紛争加害者になることを拒否するための訴訟法理の精緻化に関心を寄せる傾向」であるという(植松:130頁)。もちろんこれらは、今後も踏まえられなければならないが、今日における喫緊の問題は、I章で見たように国民が戦争準備体制に組み込まれていき、とりわけ増設される基地や弾薬庫といった軍事関連施設の近隣住民等の平和的生存権が害されていることである。これは表面的には、かつての長沼訴訟と同様の権利侵害に見えるが、前提が大きく異なる。今日の権利侵害の前提は、

日本が集団的自衛権を行使できるようになり、敵基地攻撃能力を保持するようになった、すなわち米国の軍事活動に日本も参画して他国を攻撃するという戦争準備を進めていることである。とりわけ、2015年に安保関連法という「個別的自衛権を超える作用法」が制定されたため、「これまで整備されてきた組織法及び設備・装備と相まって、武力行使の発生の恐れを極限にまで高めた」のである（高作：168頁）。浜田靖一防衛大臣は、国会で「わが国が限定的な集団的自衛権を行使した後、事態の推移によっては他国からの武力攻撃が発生し、被害を及ぼす可能性がある」で述べたように（2023・2・6、衆議院予算委員会）、米国の戦争に日本が参画するがゆえ、相手国から日本が攻撃されうるのである。想定されるのは「台湾有事」であるが、そのさい米国の戦争戦略に日本が位置づけられていることは、ヘグセス米国防長官がいみじくも「日本は西太平洋で最前線に立つ」と表明した通りである（2025・3・30、日米防衛相会談後の共同記者会見）。

筆者もこれまでに別稿で述べてきたが（奥野2016、奥野2023）、集団的自衛権の行使や敵基地攻撃能力の保持は、憲法9条に明白に違反する。だとすると、政府による現在の戦争準備は憲法違反の行為であり、そのなかでミサイル基地や弾薬庫を増設し、近隣住民に恐怖を抱かされることは、憲法9条に反する戦争の準備行為により個人の生命や自由が侵害の危機にさらされている、また現実的な戦争による被害や恐怖にさらされていると認定でき、平和的生存権を侵害すると断言できよう。

本稿では、「安全保障政策の大転換」の具体化に対峙するため、平和的生存権論が「新たな局面」に入ったとの認識を示したが、米軍基地が戦後集成的に存在しつづけた沖縄は恒常的に「新たな局面」下にあるといえる。沖縄で理論的・実践的活動をつづけていた井端正幸は、沖縄に基地があるゆえの「戦争に巻き込まれる恐れ」や後を絶たない事件・事故を指摘したうえで、「そもそも平和的生存権を侵害、もしくは根底から否定する恐れがある米軍基地や軍隊をなくすことこそが根本的な解決であり、平和的生存権を真に保障することになるであろう」と主張する（井端：13頁）。非軍事こ

そが人権保障と接続するという主張である。

② 戦争によって殺されない・殺さない権利、戦場を拒む権利

日本国憲法は9条で戦争を禁じており、また13条の論理からして戦争は否定されなければならない。加えて、戦争にて殺し殺される場に置かれることは平和的生存権の侵害でもある。「戦争は戦闘が終わってもその傷痕は何世代にもわたって刻み続ける」(後藤・大久保:202頁)と言われる。戦場に置かれたことが、たとえ戦場から生きて帰って来たとしても、その後の当人の人生のみならず、家族にとってもDVや虐待などで甚大なる苦痛を強いる。いわゆる「戦争トラウマ」の問題は、日本では最近になって明らかになってきた⁷⁾。とりわけ、残虐・加害行為を行った元兵士の「戦争トラウマ」は深刻である。「殺さない権利」が、人間性に根差した極めてリアルティをもった権利として主張されなければならない。

もちろん、沖縄戦や原爆投下後の広島・長崎などの激烈な戦場での体験を通じて、一般市民も「戦争トラウマ」を負ったのである。この国に戦争をさせないという民主主義プロセスでの運動と同時に、個人の視点に立って「戦場を拒む権利」を平和的生存権の一つとして主張することは、裁判においても可能なように思われる。

(3) 憲法上の権利としての平和的生存権

憲法上の権利としての平和的生存権は、議会や政府という政治部門を拘束し、国民の運動を支えるという意味で、民主主義プロセスに働きかける権利といえよう。筆者は、この権利の主体は広く国民と考え、その意味内容は憲法前文・9条・13条を根拠にさらに平和理論や人権理論の深化や時代状況を踏まえながら、柔軟に構成されるべきと考える。1990年代以降の自衛隊の海外活動に理論的に対峙した「加害者にならない権利」は、たとえば自衛隊のイラク派遣などで日本という国家が米国の戦争に協力し加害の側に立つことを、この国に属する者として拒みたいという良心の叫びを

権利論化したものである。筆者は憲法上の権利としての平和的生存権の代表格だと理解している。

2025年8月、オーストラリア政府は日本の三菱重工の開発した護衛艦「もがみ」の改良型を採用すると発表した。戦後、武器輸出を制限してきた日本が、殺傷能力のある艦艇を輸出することになり、日本の武器が海外の紛争で使用される可能性が高まる。日本国民の「加害者にならない権利」と緊張関係が生じることを重く受け止めたい。

そのうえで、「安全保障政策の大転換」の具体化が進められている現在、国民の「戦争準備体制に取り込まれない権利」を平和的生存権の一内容として主張すべきだと筆者は考える。Ⅱ章で述べたように、憲法13条は一人ひとりの個人が自身の人生を主体的に生きることを尊重するものであるが、自身の人生を生きるなど不可能な環境に、しかも国家によって追いやられるならば、それは真っ向から憲法13条と衝突する。そして最近の13条論は、そのような環境を問題にするものへと射程を拡げているのである。もちろんこれは本来、政策決定によるものゆえ民主主義の問題といえようが⁸⁾、国民的議論のないなかで決定された場合などは、人権侵害として主張すべきであろう。

2022年12月に閣議決定された「戦略」は、筆者も別稿で指摘したが国民的議論も関心も全くないなかでのものである（奥野2024）。だがそこには、「国家としての力の発揮は国民の決意から始まる。伝統的な外交・防衛分野にとどまらない幅広い分野を対象とする本戦略を着実に実施していくためには、本戦略の内容と実施について国民の理解と協力を得て、国民が我が国の安全保障政策に自発的かつ主体的に参画できる環境を政府が整えることが不可欠である」（5頁）という。そして、たとえば「我が国と郷土を愛する心を養う」（30頁）、「安全保障分野における政府と企業・学術界との実践的な連携の強化」（30頁）といった具体的な施策を提示している。これらは戦争準備に国民を動員するものであり、筆者の理解では、「戦略」自体が国民の平和的生存権を侵害するものである。

おわりに

2025年6月12日放送のNHK連続テレビ小説「あんぱん」に、主人公の一人である崇に向かって、弟の千尋が目には涙をためて訴えるシーンがある。千尋は、海軍士官として5日後に駆逐艦に乗り南方に行くことになっていて、死を覚悟していた。千尋は叫ぶ。「この戦争がなかったら、わたしもっと法学の道を究め、腹をすかせた子どもらや虐げられた女性らを救いたかった」「この戦争がなかったら、いっぺんも優しい言葉をかけちゃれなかった」「この戦争がなかったら、親孝行したかった」「この戦争がなかったら、兄貴とちょっと何べんも酒を飲んで語り合いたかった」「この戦争さえなかったら、愛する国のために死ぬより、わたしは、愛する人のために生きたい」と。戦争がそれぞれに「自分の人生を生きること」をできなくすると、改めて痛感させられる。

国家が、本当に個人の人権を保障し、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」について最大の尊重をしようというのであれば、戦争は絶対にできないはずであるし、戦争の準備もしてはならないはずである。それができる国家とは、「国益」であるとか「国家体制」、あるいは「経済成長」であるとか、個人の人権よりも守るべきもののある国であろう。個人の人権を最重視するのであれば、「安全保障政策の大転換」の具体化ではなく、日常的に人権保障の施策を進めるとともに、平和を創る施策を、それぞれこの国の総力をあげて検討し推進しなければならない。繰り返すが、筆者は、外交を中心に「戦争のない世界に向け日本自らが率先して行動すること」が憲法9条の趣意と考えている。加えて、地球温暖化対策、感染症対策、災害対策など、地球規模の喫緊の課題が山積しているなか、それら課題に真摯に取り組み世界に示すことも当然、平和を創る施策の一つとなろう。

2022年のロシアによるウクライナへの侵略以来、「力による一方的な現状変更やその試み」に対抗するとして、抑止力の強化がNATO各国の「トレンド」になっており、日本でも、たとえば2025年7月の参議院選挙では

多くの政党が「防衛力の抜本的強化」を掲げた。だが、日本はこの「トレンド」に無批判に追随するというだけでいいのか。それは、日本が憲法9条を有する国だからというだけではない。本稿が述べてきたのは、日本が個人の尊重を最重視する国であるならば、それはできないはずだということであり、それとは逆に抑止力論から脱却し、非軍事平和主義を目指すべきだということである。

小松浩先生が、2026年3月に立命館大学法学部を退職される。小松先生とは、民主主義科学者協会法律部会や京都憲法会議にてご一緒させていただいた。平和と民主主義を理論的・実践的にいかに実現するか、現在の政治情勢をいかに厳しく分析するか、など多くを学ばせていただいた。お世話になりましたこと、感謝を申し上げたい。

注

- 1) 日本国憲法平和主義をいかに正当化するかにつき、筆者は、人権をはじめとするリベラル・デモクラシーの維持を強調する立場と、歴史的・国民的共同体験を基盤とした「日本の特殊性」を強調する立場がある、と整理したことがある（奥野2020：5頁以下）。筆者は、「日本の特殊性」を強調する立場であるが、それでも人権との関係で平和を論ずることは重要だと考えており、本稿はその試みである。
- 2) 安保関連法の成立後に、専守防衛の妥当性について検討したものと、飯島滋明と清末愛砂の対談がある（末延・飯島・清末：123頁以下）。
- 3) なお、この訪米時に米国上下両院合同会議で演説した岸田首相は、これまで米国が国際秩序を維持する役割を果たしてきたことを讃えたうえで、「皆様、日本はすでに、米国と肩を組んでともに立ち上がっています。米国は一人ではありません。日本は米国とともにあります」と語っている。
- 4) 防衛省・自衛隊がまとめた「我が国の防衛力の抜本的強化（火薬庫整備について）」<https://www.mod.go.jp/rdb/kyushu/osirase/060311.pdf> 2025年7月7日最終閲覧。なお、この資料はQ&A式になっており、「火薬庫があることで、その地域が攻撃の対象になるのではないですか」という問いに対し、「我が国への攻撃に対する抑止力・対処力を高めることで、我が国への攻撃の可能性そのものを低下させるものであり、国民の安心安全につながるものであると考えています」と応じている。近隣住民の具体的な不安に対し、国全体のレベルで応えており、近隣住民としてはとても納得できるものではないだろう。

- 5) 内閣官房、2024年12月20日更新の「総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備に関する Q&A」https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/koukyou_infra_qa/faq.html 2025年 8月 11日最終閲覧。
- 6) 内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当)、2025年 3月「沖縄県の離島から住民避難・受入に係る取組」https://www.kokuminhogo.go.jp/pdf/ukeire_20250327_torikumi.pdf 2025年 7月12日最終閲覧。
- 7) 日本において、なぜ戦争神経症が戦後長らく注目されてこなかったかについて、中村江里は、戦時下の男性に求められたジェンダー規範や、患者自身・家族・地域社会の戦時精神疾患に対する偏見といった文化・社会的構造も指摘している (中村：299頁以下)。
- 8) 現実の困難に直面しつつも平和の問題を含めずは民主主義プロセスでの解決を求め、選挙制度改革を中心にその正常化を追求しつづけているのが、小松浩であろう。裁判上の権利としての平和的生存権を限定的に解する筆者も、平和の問題は基本的に民主主義プロセスにて論じられるべきと考えている。

【文献】

- 浅野博宣「憲法解釈における『個人の尊厳』の意義と家族法」(2025) 法律時報 1219号
- 芦部信喜・高橋和之補訂『憲法第8版』(2023) 岩波書店
- 麻生多聞『平和主義の倫理性——憲法9条解釈における倫理的契機の復権』(2007) 日本評論社
- 安保放棄中央委員会『「戦争準備」へ変貌する米軍・自衛隊基地』(2025)
- 石井暁『「台湾有事」に突き進む日米同盟』(2025) 世界1000号
- 池尾靖志「見えてきた『新しい戦前』——地域の軍事的再編」(2025) 地平13号
- 井端正幸「沖縄の基地問題と平和的生存権」(2012) 法と民主主義468号
- 飯島滋明「安保法制10年日本はどう変容したか」(2025) 地平13号
- イマヌエル・カント／宇都宮芳明訳『永遠平和のために』(2015) 岩波文庫
- 上田勝美『立憲平和主義と人権』(2005) 法律文化社
- 植松健一「平和的生存権論のトポグラフィー——1990年代までの動向」法政論集 225号 (2008)
- 浦田一郎『現代の平和主義と立憲主義』(1995) 日本評論社
- エーリッヒ・フロム「一方的軍縮論」(1965) M. ドイツェ・W. エバン・Q. ライト 共編／鹿島守之助訳『第三次世界大戦の防止』(日本国際問題研究所／鹿島研究所出版会)
- 大河内美紀「前文」(2019) 木下智史・只野雅人編『新・コンメンタール第2版』 日本評論社

- 奥野恒久「安保関連法の違憲性と問題性」（2016）龍谷大学政策学論集第5巻第2号
- 奥野恒久「1990年代以降の憲法学における平和主義論」（2020）龍谷大学政策学論集第10巻第1号
- 奥野恒久「2022年『国家安全保障戦略』と日本国憲法」（2023）龍谷大学社会科学研究年報第53号
- 奥野恒久「『安全保障政策の大転換』と憲法学」（2024）法の科学55号
- 奥野恒久「日本国憲法平和主義の誕生と展開——『安全保障政策の大転換』の渦中における再検討」（2025）龍谷大学政策学論集第14巻第1・2号合併
- 小沢隆一『日米核軍事同盟と憲法9条』（2025）新日本出版社
- 木村草太『自衛隊と憲法——これからの改憲論議のために』（2018）晶文社
- 小泉良幸「憲法13条論の現在」（2019）憲法研究第4号
- 後藤光男『人権としての平和——平和的生存権の思想研究』（2019）成文堂
- 後藤遼太・大久保真紀『ルポ 戦争トラウマ——日本兵たちの心の傷にいま向き合う』（2025年）朝日新書
- 小林武『平和的生存権の弁証』（2006）日本評論社
- 小林武『平和的生存権の展開』（2021）日本評論社
- 小松浩『議会制民主主義の現在——日本・イギリス』（2020）日本評論社
- 佐藤幸治『日本国憲法論第2版』（2020）成文堂
- 末延隆成・飯島滋明・清末愛砂『自衛隊の存在をどう受けとめるか——元陸上自衛官の思いから憲法を考える』（2018）現代人文社
- 高作正博『米軍基地問題の基層と表層』（2019）関西大学出版部
- 高柳信一「人権としての平和」（1975）法律時報47巻12号
- 高良沙哉「安保関連3文書後の沖縄とその島々——文書の具体化の現状と問題」（2024）法の科学55号
- 田中友梨「子どもの自己決定権の再検討——自律へのプロセスを重視して」（2021）龍谷大学大学院政策学研究第10号
- 辻村みよ子『憲法第7版』（2021）日本評論社
- 土井真一「憲法13条」（2017）長谷部恭男編『注釈日本国憲法（2）』有斐閣
- 中村江里『戦争とトラウマ——不可視化された日本兵の戦争神経症』（2017）吉川弘文館
- 久田栄正「平和的生存権」（1976）ジュリスト606号
- 長谷部恭男『憲法第8版』（2022）新世社

- 半田滋「根拠のない楽観論——台湾有事の住民避難計画」(2025) 週刊金曜日1519号
松井茂記『日本国憲法第4版』(2022年) 有斐閣
毛利透・小泉良幸・浅野博宣・松本哲治『憲法I』(2022年) 有斐閣
本秀紀『憲法講義第3版』(2022年) 日本評論社
山本龍彦『〈超個人主義〉の逆説——AI社会への憲法的警句』(2023年) 弘文堂
山崎友也「現代における『自己決定権』の存在意義」公法研究78号(2016年)
吉田敏浩『ルポ軍事優先社会——暮らしの中の「戦争準備」』(2025年) 岩波書店